

「大人の武者修行」運営規約

1. この事業の目的

「大人の武者修行」は、公益財団法人 日本生産性本部の「サービス産業生産性協議会」(Service Productivity & Innovation for Growth。以下「SPRING」)が運営する、現地研修型の人材育成事業です。

この事業の目的は、次世代の経営を担う人材に対し、他企業で一定期間の勤務をすることにより、優れた経営人材を育成し、企業・組織の生産性向上を後押しすることにより、SPRING は本事業の事務局を担うことによって、その一翼を担います。

2. 事業の内容

SPRING は「従業員を研修に派遣する事業者（以下研修事業者）」と「その従業員の受入れ先事業者（以下受入れ先事業者）」を選定、マッチングし、本事業の目的に沿った人材の育成をする補助を行います。

3. 研修事業者の応募資格

研修事業者の応募資格は、法人格を有する組織・団体、公的組織です。

4. 武者修行者の応募資格

「武者修行者」とは、研修事業者から派遣されて、受入れ先事業者の下で現地研修を受ける者です。武者修行者として応募するためには、以下の条件を全て満たす必要があります。

- (1) 現在、研修事業者に雇用されていること。無職の方、求職中の方は応募できません。
- (2) 研修事業者の経営者が将来の経営人材として育成したいと考えている自社の従業員等。

5. 応募方法

- (1) 武者修行者は、「大人の武者修行」ホームページ (<https://shugyo.jp>) から「申込書」「志願書」書式をダウンロードし、内容を記入します。
- (2) 武者修行者 1 名当たり、受入れ先事業者を最大第 3 希望まで志願することができます。
- (3) 「志願書」は、志願する受入れ先事業者別に作成します。
- (4) 派遣責任者は、押印済の「申込書」に「志願書」を添えて、「大人の武者修行」事務局（以下、「事務局」といいます）にメール添付して送付します。送付先は以下の通りです。
shugyo@jpc-net.jp

6. 応募の取り消し

- (1) 事務局は以下の場合には、研修事業者の応募を取り消すことができます。
 - ・ 研修事業者及び武者修行者の応募資格を満たしていないと判断される場合
 - ・ 申込書、志願書等の応募書類に虚偽があった場合
 - ・ 記入された連絡先が無効であった場合
 - ・ その他、武者修行者として不適切と判断される場合

- (2) 事務局は前項の応募取り消しにより、研修事業者及び武者修行者に発生した損害、不利益等について、賠償の責を負わないものとします。

7. マッチング

- (1) 本事業におけるマッチングは、事務局の仲介のもと、受入れ先事業者が、「志願書」によって自社で修行する武者修行者を選定することによって行います。
- (2) 事務局は、「志願書」が届き次第、必要な要件を確認後、受入れ先事業者に転送します。
- (3) 受入れ先事業者は、「志願書」を基に、自社で修行する武者修行者の受け入れ可否を判断し、事務局に通知します。受け入れ可の場合、これをもってマッチング成立とします。
- (4) 受入れ先事業者の希望によって、「志願書」だけでなく面接を加味して武者修行者を選定することを妨げません。ただし、面接に係る交通費等の経費は、全額研修事業者が負担することとします。

8. 書類の取り交わし

- (1) マッチング成立後、武者修行者は、「誓約書」に必要事項を記入し、押印の上、事務局に提出します。事務局は、「誓約書」を受入れ先事業者に転送すると共に、写しを保管します。
- (2) 事務局は、武者修行期間、場所、受入れ先事業者の担当者等の細目を「確認書」にまとめ、受入れ先事業者及び研修事業者に送付し、共有します。

9. 武者修行

- (1) 武者修行者は、武者修行開始日の定められた時間・場所に赴き、以後、研修期間終了まで、受入れ先事業者の指示に従い、修行に従事します。
- (2) 修行期間は、最短で実働3日とします。期間中毎日修行するか、複数期間に分割して修行するかは、受入れ先事業者との打ち合わせで決定します。
- (3) 事務局は必要に応じて、武者修行先を訪問し、修行の状況を確認します。問題があれば、受入れ先事業者、研修事業者の意見を聴きながら解決に努めます。

10. 武者修行者の義務

- (1) 武者修行者は、「誓約書」の内容を遵守する義務を負います。
- (2) 武者修行者は、実働3日以上修行を行うことを要します。
- (3) 武者修行者は、修行内容を日報で記録し、毎日事務局に報告します。
- (4) 武者修行者は、自身が設定した学びのテーマに関して、修行を通じて得られた成果についてレポートを提出する義務及び本修行のアンケート等に回答します。
- (5) 事務局から、武者修行者への取材、ヒアリング等について協力をお願いすることがあります。

11. 事務局の責任

- (1) 事務局は、受入れ先事業者の下で武者修行者が円滑に修行を行えるよう、最大限の配慮をします。

- (2) 事務局は、受入れ先事業者、研修事業者、武者修行者の個人情報、公益財団法人 日本生産性本部の個人情報保護方針に基づいて適切に管理します。

12. 武者修行の停止

- (1) 事務局は、武者修行者または研修事業者が本運営規約に違反したと判断される場合、事前に通知することなく、当該武者修行者または研修事業者が受けるべき武者修行を停止することができます。

13. 運営規約及び事業内容の変更

- (1) 事務局は、受入れ先事業者、武者修行者または研修事業者への事前の通知なくして、運営規約及び本事業の変更または一時的な中断（天災地変その他の非常事態が発生、発生の恐れがありもしくは法令等の改正変更により本事業の運営を一時的に停止する必要が生じた場合を含みます）を行うことがあります。

14. 事故・損害

- (1) 武者修行者が、武者修行期間中に万が一不慮の事故に遭った場合、研修事業者の加入する労災保険を適用することとします。
- (2) 武者修行者が、武者修行期間中に受入れ先事業者に損害を与えた場合は、研修事業者が受入れ先事業者に対して賠償の責を負うものとします。
- (3) 事務局は、本事業の実施に伴って生じる損害について、賠償する責任を負わないものとします。

15. その他

- (1) 研修事業者、武者修行者は、本規約に規定の無い事項については、事務局の定めに従うものとします。

附則

この規約は 2021 年 4 月 1 日から実施します。

<個人情報の取扱いについて>

修行者、派遣責任者、受入先事業者担当者は下記に同意するものとします。

1. 個人情報は、「大人の武者修行」のマッチング等事業運営にかかわる資料の作成、ならびに日本生産性本部が今後主催・実施する各事業におけるサービス提供や事業のご案内、および顧客分析・市場調査のために利用させていただきます。
2. 個人情報は、マッチング等事業運営のため、必要な範囲内で資料を作成し、必要に応じて、修行者、派遣責任者、受入事業者担当者に提供させていただきます。これらの個人情報は、法令に基づく場合などを除き、本事業に無関係の第三者に提供及び委託されることはありません。
3. 個人情報の開示、訂正、削除、利用停止などの請求があった場合には、本人であることを確認の上で本部の定める書類にて対応いたします。
4. 個人情報の取り扱いについての疑問・質問、開示等請求は以下までご連絡ください。
サービス産業生産性協議会事務局「大人の武者修行」担当(Tel:03-3511-4010)
公益財団法人日本生産性本部総務部 個人情報保護担当窓口(Tel : 03-3511-4003)
5. 個人情報保護管理者 総務部長

以 上